

1 逗子市子ども・子育て会議委員名簿

区分	氏名	選出団体等	備考
公募による市民	とよだ たえこ 豊田 妙子	公募市民委員	
公募による市民	よこやま めぐみ 横山 愛美	公募市民委員	
公募による市民	しみず さきこ 清水 沙希子	公募市民委員	
子ども・子育て支援に関する 団体から推薦を受けた者	いちかわ さとる 市川 悟	逗子市青少年指導員連絡協議会	
子ども・子育て支援に関する 団体から推薦を受けた者	おげき ふみえ 小関 富美江	逗子市放課後児童クラブ保護者会連絡会	
子ども・子育て支援に関する 団体から推薦を受けた者	わたなべ あみ 渡部 有美	逗子市手をつなぐ育成会	
子ども・子育て支援に関する 団体から推薦を受けた者	いちかわ ゆみこ 市川 由美子	逗子市民生委員・児童委員連絡協議会	
子ども・子育て支援に関する 団体から推薦を受けた者	わたなべ ちなつ 渡邊 千夏	逗子市育児サークル連絡協議会	
子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	むとう しげこ 武藤 薫子	逗葉私立幼稚園協会 (聖和学院幼稚園園長)	
子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	よこち みどり 横地 みどり	逗子市保育施設連絡協議会 (双葉保育園園長)	○
子ども・子育て支援に関し 学識経験のある者	ほうかわ まさこ 寶川 雅子	鎌倉女子大学 短期大学部	◎
関係行政機関の職員	たかぎ さとし 高木 聡	神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所所長	
関係行政機関の職員	やまおか あけみ 山岡 明美	神奈川県鎌倉保健福祉事務所保健福祉課長	
関係行政機関の職員	おの あきら 小野 憲	逗子市教育委員会教育部学校教育課長	

◎:会長、○:職務代理者

2 逗子市子ども・子育て会議条例(平成 25年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項及びこども基本法(令和4年法律第77号)第13条第3項の規定に基づき、逗子市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議し、及び答申し、又は意見を述べることができる。

(1) 逗子市子ども・子育て支援事業計画に関すること。

(2) こども計画(こども基本法第10条第2項及び法第61条第1項に規定する計画をいう。)の策定及び変更に関する事項を調査審議すること。

(3) こども施策(こども基本法第2条第2項に規定するこども施策をいう。)に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うこと。

(4) 特定教育・保育施設に関すること。

(5) 特定地域型保育事業に関すること。

(6) 児童福祉、ひとり親家庭、母子保健等に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(組織等)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 公募による市民

(2) 子どもの保護者

(3) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者

(4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(6) 関係行政機関の職員

(7) その他市長が必要があると認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 子ども・子育て会議に、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(協力の要請)

第 7 条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明
その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課かいにおいて処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 子ども・子育て会議の最初の会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(令和 5 年 3 月 9 日条例第 3 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 6 月 21 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 用語集（あいうえお順）

【あ行】

内容は、令和6年12月現在のものです

用 語	内 容
生きることの促進要因	自殺対策の際に、生きることへのマイナス的(阻害)要因を減らすだけではなく、プラスの(促進)要因を増やすことで自殺リスクを低下させるという考えです。
育児休業(制度)	育児を目的として休業できる制度です。育児休業中は、雇用保険から休業前の賃金の67%(休業開始から6か月経過後は50%)が育児休業給付金として支給されます。
一時預かり事業 (幼稚園型)	幼稚園の正規の教育時間(1日4時間が標準)の前後や夏休み期間中等に、在園児を預かり、保育を行う制度です。 ◆利用料:各施設が設定
一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	家庭での保育を受けることが一時的に困難となった日頃保育所等を利用していない乳幼児について、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う制度です。 ◆利用料:各施設が設定
医療的ケア児	人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要なこどものことです。
親子遊びの場	小坪(小坪5-21-15)と沼間(沼間1-7-39)の2か所にあります。子育て支援センターの巡回相談も週1回実施しています。乳幼児とその親が気軽に地域のほかの親と交流することができる自由で開放的な場所です。小坪は貸しスペースとして地域の子育てサークルの活動の場としても利用可能です。 ◆利用料:無料

【か行】

家庭的保育事業 (地域型保育事業)	0歳児～2歳児までのお子さんを対象とし、家庭的保育者が自宅等にて5人以下の少人数の保育を行う保育事業です。 ◆利用料:認可保育所と同様
企業主導型保育事業	従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために企業が設置する認可外保育施設です。従業員以外の一般の家庭のこどもを預かる「地域枠」の設定も可能です。 ◆利用料:各施設が設定

教育研究相談センター	教育に有用な調査・研究、教員の指導力向上のための研修会等の取り組み及び教育相談等を行い、本市の教育の振興を図ります。また、不登校児童生徒の学習の場として教育支援センター「なぎさ」を開室するとともに、支援教育推進巡回チームを市内小・中学校に派遣し、支援教育に関する学校のサポートを行っています。また、市内児童生徒及びその保護者、学校教員を対象とし、教育に関する悩み・不安・ストレス等さまざまな要因からくる相談に応じることにより、相談者の心的負担の軽減を図り問題解決の支援を行います。
教育支援センター (なぎさ)	市内在住の小・中学生を対象とした不登校児童生徒の居場所の一つです。教育研究相談センター内に所在しています。
教育・保育施設	学校教育法第 1 条に規定する「幼稚園」、児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する「保育所」及び認定こども園法第 2 条第 6 項規定する「認定こども園」を指します。
居宅訪問型保育 (地域型保育事業)	障がいや疾病等の理由により、個別のケアが必要なこどもの居宅で行われる保育です。逗子市では実施していません。
合計特殊出生率	15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間にこどもを産むとした場合のこどもの数となります。
子育てサークル	こどもとその保護者が定期的に集まって、一緒に遊びながら友達づくりをしたり、情報交換をしたりして、子育てについて学び、悩みを相談しながら活動するサークルです。
子育て支援センター (地域子育て支援拠点)	子育てに悩みや不安を抱える保護者が気軽に利用できる子育て支援拠点です。子育てアドバイザーが常駐しているので、小さいお子さんを遊ばせながら育児相談ができます。保健師による相談、子育てに関するミニ講演会も行っています。小坪・沼間親子遊びの場で巡回相談も実施しています。 ◆所在地:桜山1-5-42 ◆利用料:無料
子育てポータルサイト 「えがお」	逗子市が管理・運営する子育てに関する情報を一元的に提供するための、専用ホームページです。各種子育て支援サービスの情報はもとより、市民レポーター(子育てママ)による「えがおレポート」も掲載しています。
子ども家庭支援員	こども家庭センターに所属し、市内に所在するすべてのこどもとその家庭に関する相談及び指導を行う職員です。

こども家庭センター	全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行います。医療専門職を中心とした母子保健担当者、福祉職を中心とした児童福祉担当者、事務職が連携した総合的な支援を行います。 こども本人や親等からの心配事や悩み事等の相談を受けています。 場所: 逗子市役所5階5番窓口 実施日: 平日開庁日 実施時間: 9:00～17:15 ※時間をずらしたいときは応相談 相談方法: 電話、面接、家庭訪問等 電話: 046-872-8117(直通) ◆利用料: 無料(電話代は本人負担)
子ども・子育て関連3法	平成 24 年 8 月に成立した次の3法のことです。 ①「こども・子育て支援法」 ②「認定こども園法の一部改正法」 ③「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」
こども発達支援センター (ひなた)	0歳から18歳までの障がいのあるこどもや、発達に心配があり支援を必要としているこども及びその保護者に対する療育的な支援を行う、本市の療育推進事業の拠点であり、中核的な支援施設です。お子さんが将来にわたって、その持てる力を十分に発揮して暮らせるよう、相談や個別支援・巡回相談・勉強会等をとおして切れ目なくサポートするとともに、研修会等による支援者支援も行っています。 ◆所在地: 桜山5-20-29(療育教育総合センター1階) ◆開館日等: 月曜日～金曜日 (開館時間) 9:00～17:00 (電話相談・来館相談) 9:30～16:30 ※来館予約の受付は17:00まで ◆利用料: 無料
こども発達支援センター (くろーばー)	こども発達支援センターの療育部門として、障害児通所支援を中心とした専門的な療育、研修会等を通じた支援者支援等を行っています。 日常生活における基本動作の獲得や生活能力の向上のために、障がいや特性に配慮した個別支援計画を作成し、児童発達支援事業及び放課後等デイサービスでのグループ療育をとおして、家族や相談部門ひなたと協働しながら一貫した支援を行います。※児童福祉法に基づく法定サービスとなるため、利用にあたり所定の手続きが必要です。 ◆所在地: 桜山5-20-29(療育教育総合センター2階) ◆利用料: 原則、利用者は1割負担。(放課後等デイサービスのみ、世帯の所得等に応じた負担上限月額あり)

こどもまんなか応援サポーター	「こどもたちのために何がもっとよいことを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会の実現を目指す」ということを表明し、それに取組む、個人、団体・企業、自治体等をいいます。本市も令和5年11月7日付けでこの取組みに参加することを表明しました。
----------------	--

【さ行】

産後ケア事業	産後1年未満の母子が、助産師等による専門的なケアを受け、自宅で安心して過ごせるようにサポートする事業です。
事業所内保育事業 (地域型保育事業)	企業や病院等が従業員の為に行う保育事業です。原則として従業員のみが利用可能ですが、一般の家庭のお子さんを預かる「地域枠」の設定も可能です。本市にはありません。
児童相談所	児童福祉法に基づき、原則18歳未満のこどもに関する様々な相談に応じる機関です。子育ての悩み・虐待に関する相談・言葉や発達の遅れに関する相談・生活やしつけの相談・非行の相談・不登校の相談・里親に関する相談等本人、家族、学校の先生、地域の方々等からの相談に専門スタッフが応じます。逗子市は鎌倉三浦地域児童相談所の管轄になります。 ◆利用料:無料
児童養護施設	児童福祉法に基づく児童福祉施設の一つです。保護者がいない、虐待されている等家庭養育が困難なこどもを入所させて養育する施設です。本市にはなく、近隣に、鎌倉児童ホーム(鎌倉市)、春光学園(横須賀市)、幸保愛児園(葉山町)、誠心学園(横浜市磯子区)等があります。
(逗子市)社会福祉協議会	誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを目的として、様々な福祉サービスを展開しています。何か困ったことがおきたとき、福祉サービスを知りたいとき、気軽に相談できます。
就業率	15歳以上人口に占める就業者の割合。
住民基本台帳	氏名、生年月日、性別、住所等が記載された住民票を編成したもので、住民の方々に関する事務処理の基礎となるものです。
小規模保育事業 (地域型保育事業)	0歳児～2歳児までのお子さんを対象とした、定員6人～19人の保育事業です。 ◆利用料:認可保育所と同様
ショートステイ	子育て中の保護者が、出産・入院・出張・介護・冠婚葬祭・夜勤・残業等、一時的にこどもの養育が困難になった場合に、短期間こどもを預かるサービスのうちの泊まり型の型のタイプです。
初婚年齢	初めて結婚した年齢。

スーパーバイズ	これから取り組もうとする支援、または今取り組んでいる支援について、スーパーバイザーにアドバイス・指導をしてもらうことです。スーパーバイザーは、発達支援を専門に研究をされている教授・准教授・講師、発達支援センターのセンター長等が務めています。
ずし子育てわくわくメール (メルマガ)	子育てに関するイベントや講座、こどもの健診等お知らせをメールで配信。 未就学児、小学生、中高生向けの3区分があります。 ◆利用料:無料(通信費等は登録者負担)
スタディクーポン	経済的な理由等により、家庭で十分な学習が行えないこども(中学3年生)に対して提供する、学習塾に通う費用に使えるクーポンのことです。
青少年指導員	逗子市青少年指導員は、青少年の創造的活動の支援、自発的活動の推進及び地域社会への積極的な参加を図ることを目的に設置された組織。こどもたちの創造的、自発的活動の推進と支援、青少年のための地域環境づくり等のお手伝いをしています。

【た行】

体験学習施設「スマイル」	児童館的機能を持ち児童青少年の健全育成を目的とした施設。スタジオやスポーツルーム、カフェ等を設置。スマイル講座等、こどもが楽しめる各種イベントも開催。 ◆所在地:池子 1-11-2
短時間勤務制度	3歳未満のこどもを養育する労働者が、本人の希望により短時間勤務(1日6時間勤務)ができる制度です。
地域安心生活サポート事業	「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を目指して、逗子市社会福祉協議会が地域での支え合い・助け合いの仕組みづくりを行っています。事業趣旨に賛同し、地域の中で活動する方は「お互いさまサポーター」として、逗子市社会福祉協議会にボランティア登録し、できる時に・できる人が・できることを行っています。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として開設されています。子育てについての相談、情報の提供、助言そのほかの援助を行う事業です。逗子市では、子育て支援センターと池子ほっとスペースが地域子育て支援拠点となっています。
地域包括支援センター	日常の困りごとを気軽に相談できる福祉の相談窓口であり、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるように支援するための機関です。子育てのこと、ひきこもりのこと、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、どこに相談して良いかわからない様々な困り事をお住まいの地区を担当する地域包括支援センターの職員が関係機関と連携を図り解決を目指します。
特別支援学校	障がいのある幼児やこどもが学ぶための学校です。
トワイライトステイ	子育て中の保護者が、出産・入院・出張・介護・冠婚葬祭・夜勤・残業等、一時的にこどもの養育が困難になった場合に、短期間こどもを預かるサービスのうちの日帰りのタイプです。

【な行】

2歳児すくすく教室	歯科衛生士や公認心理士(臨床心理士)、保健師や保育士等が、育児相談、歯科相談、計測等を行います。 ◆利用料:無料
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	お母さんと赤ちゃんが心身ともに健康に生活できるよう、赤ちゃんが生まれた全ての家庭へ生後4か月までに助産師・保健師が訪問し、赤ちゃんの体重測定、お母さんの血圧測定、育児相談、地域の子育て情報の提供等を行います。
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	令和8年度より実施される、保育所等に通っていない6か月から3歳未満の乳幼児の預かりを行うことで、集団生活の機会を通じたこどもの成長を促す制度です。
認可外保育施設	認可を受けてない保育施設です。都道府県に対して届け出の義務があり、神奈川県では総称して私設保育施設と呼んでいます。企業主導型保育事業、居宅訪問型保育(ベビーシッター)も含みます。 ◆利用料:各施設が設定
認可保育所 (公立・私立)	保護者や同居の親族が仕事・病気等で、昼間にお子さん(生後 8 週～ 小学校入学前まで)を保育できない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。 ◆利用料:世帯の状況等によって設定
認定こども園	保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設です。 ◆利用料:保育所部分については、認可保育所と同様。幼稚園部分は無償化の対象。
妊婦健康診査	母子保健法に基づき、妊婦及び胎児の健康を確保し健康管理の充実を図るために実施される健診です。補助対象者1人につき14枚の妊婦健康診査費用補助券を母子手帳交付と同時に交付します。補助券の利用により、妊婦健康診査費用を市で負担します。 ◇市の負担額:妊婦1人あたり最大7万7千円の補助

【は行】

伴走型相談支援	妊婦や乳幼児期の子育て家庭に寄り添い、安心して出産・子育てができるように、保健師等の専門職が面談や継続的な情報発信、相談等を行い、必要な支援につなぐ取り組みを実施します。
ピアカウンセリング	同じ立場の方や共通点を持った方同士等で、互いに支え合い励まし合うことです。
病児・病後児保育施設	発熱時等病気のときに、病院や保育施設に付設された専用スペースで看護師等が一時的に保育する事業です。逗子市内には、現在のところ、病児・病後児保育施設はありません。近隣では、鎌倉市、横須賀市等で実施しています。

ファミリーサポートセンター	ファミリーサポートセンターとは、こどもの保育所等への送迎や一時預かり等の互助援助活動を行う会員制の仕組みです。生後3か月から小学6年生まで利用ができます。事務局は、子育て支援センターに併設されています。 ◆所在地:桜山 1-5-42 ◆利用料:平日(7時～20時)1時間 700円(病児 900円) ◆土日祝・時間外1時間 900円(病児 1,100円。そのほか、ひとり親や病児を対象とした補助制度あり) ◆そのほか実費は、保護者負担
フリースクール	一般に、不登校のこどもに対し、学習活動、教育相談、体験活動等の活動を行っている民間の施設をいいます。
ふれあいスクール (放課後子ども教室)	市立小学校の空き教室を活用し、放課後のこどもの遊びの場を開設している事業です。こどもたちの豊かな人間性の育成を目的としています。 ◆利用料:無料
プレイリヤカー	乳幼児と保護者が地域の公園等で気軽に外遊びをして楽しく過ごしてもらうことを目的とし、池子ほっとスペースの一環として行っています。 ◆利用料:無料
プレバママミーティング (母親両親教室)	妊娠や出産、育児の不安をなくし、健康で元気な赤ちゃんを生み育てることを目的として行っている教室です。妊婦体操やお風呂の入れ方等基礎知識を学ぶことができます。 ◆利用料:無料
ベビーシッター	個人宅等へ出向いて、こどもを預かり、保育や世話をする人のことをいいます。利用者と事業者との個人契約で、深夜や休日も含めて、個人のニーズに対応します。 ◆利用料:団体・法人等によって異なる
放課後児童クラブ (学童保育)	保護者が仕事等で放課後家庭にいないお子さんの遊びや生活の場を提供する施設です。 ◆利用料:公設は世帯の状況等により市で設定。民設(補助型)は各施設が設定(世帯の状況等により市からの補助あり)
母子・父子自立支援員	ひとり親の方に対し、相談対応や指導を行ったり、職業能力の向上や求職活動に関する支援を行ったりする支援員のことです。
ほっとスペース	乳幼児とその親が自由に利用することができ、くつろぐことができる、交流の場であり、遊びの場です。市内に 5 か所(逗子・小坪・久木・沼間・池子)あります。 ◆利用料:無料
【ま行】	
未婚率	未婚者が総数に占める割合です。

M 字型就業構造	就業率を年齢階級別にみると、女性は 20 歳代と 50 歳代を頂点とし、出産・育児期にくぼみ、35～39 歳を谷とする構造となっています。これを、折れ線グラフで表すと M 字型になっていることから、M字型就業構造と呼んでいます。日本女性の就業構造の特徴といわれています。
民生委員・児童委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員です。社会奉仕の精神をもって、地域住民の相談・援助を行います。守秘義務があり、困りごとがあれば気軽に相談できます。福祉の制度やさまざまな支援サービスを紹介するとともに、住民と専門機関をつなぐ地域のサポーターです。

【や行】

ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っていること ものことです。
幼児教育・保育の無償化	令和元年10月から始まった国の制度で、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設などを利用する3歳から5歳児クラスのこどもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでのこども達の利用料が無償化されました。 ※要件や上限額などがあります。
幼稚園	満3歳になった次の4月～小学校入学前までの幼児を対象に、学校として幼児教育を行います。（一部の園で、満3歳になった時点で随時受入しています。） ◆利用料：各施設が設定 ※新制度移行園については、無償化の対象のため無料です。 ※入園料や実費、教育充実費等が別途発生します。
要保護児童援助ネットワーク会議 (要保護児童対策地域協議会)	こどもに関係する機関が情報を共有し、連携して児童虐待などの問題が解決し、こどもの権利が守られるように行われる会議等のことを言います。 代表者会議、実務者会議(進行管理会議)、個別ケース検討会議(ネットワーク会議)の3層構造からなります。

【ら行】

離乳食教室	本市在住の乳児(初期:概ね5～6 か月児、中～後期:概ね7～10 か月児)と保護者が対象です。保護者は、2名まで付き添いができます。午前の回では、離乳食初期の内容を中心にすすめ方のポイントや調理の工夫について、午後の回では、離乳食中期から後期にかけてのステップアップの方法等について管理栄養士がお話します。予約制です。 ◆利用料:無料
療育	障がいのあるこどもや心身の発達に心配があるこどもの困りごとを解消し、社会的に自立した生活を送れるよう、個々の発達状態や特性に応じて必要な支援を行うことです。

療育教育総合センター	こども発達支援センター(1・2階部分)及び教育研究相談センター(3階部分)が入る施設の総称です。2つの機関を同じ建物内に配置することにより、福祉と教育が連携し、0歳から18歳までのこどもに対する継続的な支援を行っています。 ◆所在地:桜山 5-20-29
利用者支援事業	身近な場所で、保育施設や地域の子育て支援に係る情報提供を行い、必要に応じて相談・助言等を実施し、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
レスパイト	息抜きの意味です。レスパイトサービスは、こどもを一時的に預かって家族の負担を軽減する援助サービスのことです。